

松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金については、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年松江市告示第434号。以下「実施要綱」という。）に定める訪問型サービスB及び通所型サービスBを行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号及び第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の率又は額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市総合事業住民主体サービス運営費支援補助金
補助金交付の目的	松江市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスB（住民主体等による支援）及び通所型サービスB（住民主体等による支援）の運営に必要な費用を助成することにより、住民の支え合いによる地域づくりの構築を図ることを目的とする。
補助対象者の範囲	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、訪問型サービスB又は通所型サービスBを実施する団体として登録した団体とする。 (1) 町内会、自治会及びその組織内の団体 (2) 地区社会福祉協議会に所属する団体 (3) 松江市市民活動センター指定団体設置要綱（令和2年12月16日市民部長決裁）第2条第2号に規定する加入団体 (4) 特定非営利活動法人

	<p>(5) ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体</p>
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	実施要綱に定める訪問型サービス B 及び通所型サービス B
補助金の交付対象経費	<p>補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費（事業実施年度に支出したものに限る。ただし、事業実施年度の 4 月から円滑に事業を開始するために、やむを得ず前年度に支出せざるを得ないと市長が認めるものについてはこの限りでない。）とする。ただし、当該経費のうち、松江市その他の団体から補助を受けているものについては、補助金の交付対象外とする。</p> <p>(1) 講師等への謝礼（補助金の交付を申請した団体の構成員に対するものは対象外）</p> <p>(2) 事務用品及び介護予防に資する備品等事業実施に当たり必要な物品の購入費用</p> <p>(3) 光熱水費</p> <p>(4) 印刷製本費</p> <p>(5) 使用料、賃借料及びリース料</p> <p>(6) 通信運搬費</p> <p>(7) サービスの利用調整を行うための間接的な人件費</p> <p>(8) 保険料</p> <p>(9) 広告宣伝費</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p>
補助金の率又は額	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率又は額とする。</p> <p>(1) 訪問型サービス B 作業時間が 30 分以下の場合は 500 円、30 分を超える場合は 1,000 円にそれぞれ実施回数を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) 通所型サービス B 補助対象経費の 10 分の 10 の額。ただし、1 回の開催当たり 2,000 円、かつ、年間 30 万円を上限とする。</p>
終期	令和 5 年 3 月 31 日

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 通所型サービス B

- ア 事業計画書（様式第 1 号）
- イ 収支予算書（様式第 2 号）
- ウ サービス実施団体登録通知書の写し

(2) 訪問型サービス B

- ア 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- イ ケアプラン（サービス計画書）の写し
- ウ サービス実施団体登録通知書の写し

（申請の期日）

第 5 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書は、事業を開始する日の 7 日前（4 月 1 日から 4 月 7 日までに事業を開始する場合は、事業開始日）までに提出しなければならない。

（着手届及び完了届）

第 6 条 規則第 11 条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（実績報告）

第 7 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、実績報告書を次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から 30 日以内又は当該完了の日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 通所型サービス B

- ア 事業報告書（様式第 3 号）
- イ 収支決算書（様式第 4 号）
- ウ 領収書など補助対象諸経費の支払状況が確認できるもの
- エ 松江市総合事業通所型サービス B 実施要綱（平成 29 年松江市告示第 97 号）第 9 条に定める通所型サービス B 事業対象者名簿
- オ 事業対象者のケアプラン（サービス計画書）の写し

(2) 訪問型サービス B 松江市総合事業訪問型サービス B 実施要綱（平成 29 年松江市告示第 98 号）第 7 条に定める訪問型サービス B 提供実績記録票

（交付の時期）

第 8 条 補助金の交付は、補助事業の属する年度中に実績報告による補助金の額の確定を行い、補助事業者の請求により交付する。ただし、補助金の一部を実績により交付することができる。

（雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。